

(仮称)熊本市環境影響評価条例(素案)のパブリックコメントについて
(提出されたご意見と本市の考え方)

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1	(定義) 条例第2条第2号 【第1種事業の定義】	当該規定の「実施される地域等により環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの」の「等」を「及び事業特性」に修文していただきたい。 【理由】 「等」では環境影響の程度を左右する「規模」及び「地域(空間的な位置)」以外のどのような要素をもとにアセス対象とするか否かの判断がなされるのか不明で、手続法としての国のアセス法の趣旨に反して事業者及び一般による予見可能性の点で問題がある。また、今後、市の「等」の恣意的解釈による要件緩和のための施行規則の改正の根拠として利用される可能性があり、ここで「等」の内容を具体的に明示して限定をかける必要がある。	規則第2条第1項で定める対象事業が規模や実施される地域以外の要件も含むため、「等」という表記にしています。規則改正を行う場合には、適宜、外部有識者会議を開催するなど、恣意的な解釈や本市の環境保全の後退に繋がらないよう慎重に審議いたします。	対応3 (説明・理解)
2	(定義) 条例第2条第4号 【複合事業】	当該規定の「別表5の項(規則で定める事業に限る。)、8の項から15の項まで、19の項及び21の項に掲げる事業の種類いずれかに該当する2以上の事業により構成される事業群(当該2以上の事業が相互に密接に関連して一体的に実施されるものとして規則で定める事業群に限る。)」の「5の項(規則で定める事業に限る。)、8の項から15の項まで、19の項及び21の項」及び「一体的に」を削除していただきたい。 【理由】 ① 事業の種類の特定期限を削除する理由(その1) 「6廃棄物の処理施設」及び「7埋立及び干拓事業」については、複合事業の構成事業として予定している事業種とは別に面的要素を含む開発を行うものであり、一定規模以上の事業となる場合、面的開発事業と同様に環境に対して著しい影響を及ぼすことは明らかである。「複合事業」の要件を具体的にどのように定めるかは施行規則に譲るとして、条例では1～7の事業の面的開発の要素を考慮し、これらの事業種も「複合事業」の構成事業種として追加すべきである。 ② 事業の種類の特定期限を削除する理由(その2) 「複合事業」の構成事業種から除かれている「1道路事業」、「16下水道法の終末処理場の設置及び変更の事業」及び「17工場又は事業場の設置及び変更の事業」において、現在、「アセス逃れ」のための分割採択や分割実施等のモラルハザードが横行しており、これらを「相互に密接に関連して実施される」「複合事業」として位置付け、累積する環境負荷を適正に評価する環境アセス制度が必要となっているため。なお、施行規則(案)におけるこれらの事業種のアセス対象事業要件を合計の事業規模ではなく、新たに規模拡大を行う部分のみで判断されることとなっており、累積する環境負荷を適正に評価する仕組みとなっていない。 ③ 「一体的」の規定を削除する理由 複合事業をアセス対象事業として加える趣旨からして、その定義は「当該2以上の事業が相互に密接に関連して実施されるもの」で十分である。「一体的」が入ることで実施の近接性や同時期に或いは同一主体によってなされるといった対象事業要件の限定的な解釈につながり、アセス制度の改善に向けた今後の施行規則の変更の可能性を狭めることにつながるため。	本市が複合事業を対象事業に設定した根拠は、相互に密接に関連する2つ以上の面事業(面的に実施される造成事業)が一体的に実施されることにより、総体として個別の面的に実施される対象事業と同様の環境影響を及ぼすおそれがあるため、これらの事業に対しても環境影響評価を求める必要があると判断したためです。 道路事業、鉄道事業、空港法の事業、廃棄物の処理施設、埋立及び干拓事業、下水道法の終末処理場の設置及び変更の事業、工場又は事業場の設置及び変更の事業等は、本市が複合事業と定義づける構成事業種とは異なる事業特性を有するため、条例素案のとおりいたします。 また、一体的との表記については、事業者に対して環境影響評価を適切に求めるために、事業の近接性、実施時期、実施主体の観点から一体性の考え方を明確に規定するものです。	対応3 (説明・理解)

(仮称)熊本市環境影響評価条例(素案)のパブリックコメントについて
(提出されたご意見と本市の考え方)

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
3	(対象事業) 規則第2条第4項 【複合事業】	相互に密接に関連して実施されるものとして「1道路事業」、「3鉄道事業」及び「4空港法の事業」等の事業主体として国及び都道府県等を想定しうること、また、事業を実施する区域が必ずしも近接し、又は隣接しているとは限らないことから、第1号「それぞれの事業を実施する区域が近接し、又は隣接していること。」及び第3号「それぞれの事業の事業者が同一であるか又は会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社と同条第3号の子会社の関係にあること。）」の規定は削除していただきたい。また、現在、一体的に利用されている土地の再開発等において、複数の事業者が当該土地を分割して利用することも考えられることから、第3号の規定は削除していただきたい。	本市が複合事業を対象事業に設定した根拠は、相互に密接に関連する2つ以上の面事業(面的に実施される造成事業)が一体的に実施されることにより、総体として個別の面的に実施される対象事業と同様の環境影響を及ぼすおそれがあるため、これらの事業に対しても環境影響評価を求める必要があると判断したためです。 また、一体的との表記については、事業者に対して環境影響評価を適切に求めるために、事業の近接性、実施時期、実施主体の観点から一体性の考え方を明確に規定するものです。 なお、本条例は、対象事業者に対して、当該事業を実施する前に環境の保全について適正な配慮を求めるもので、複合事業が行われる場合には、同一の事業者に加え、親会社や子会社の関係にある事業者に対しても環境影響評価を求めることを規定しているものです。	対応3 (説明・理解)
4	(技術指針) 条例第4条第2項 【技術指針ほか】	(1) 次の事項を反映した内容となるよう規定を改めていただきたい。 「(5)前各号に掲げるもののほか、計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続が適切に行われるようにするために必要な事項」として次の事項を追加していただきたい。 ①「施行規則(素案)第13条(判定の基準)」第1号「対象事業が、当該事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するものとなる可能性が高いものであること。」及び第2号「対象事業が、当該事業と同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないこと。」の統一的な解釈及び運用に必要な詳細な解説や事例を示した「運用指針」 ② 施行規則(素案)別表第1の「一定の要件を満たす場合」に関して、「市長が認めるとき」及び「ア活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として市長が定めるものを実施すること。」及び「イ 事業実施者又は活動実施者が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として市長が定めるものを実施すること。」の「市長が定めるもの」を規定する「審査運用基準」等 (2)アセス法逐条解説によると「スクリーニング手続」は行政手続法上の「対象事業からの除外の申請」及びこれに対する「審査」に該当するとされており、これを含む「技術指針」は「審査基準」の位置づけとなることを踏まえ、その決定に当たってパブリックコメント手続を経ることとし、「告示」として公表していただきたい。 (3)なお、(1)の①の「運用指針」及び②の「審査運用基準」を「技術指針」に含めずに別途、これを定めることは妨げないが、この場合(2)で述べたとおり、必ずパブリックコメント手続を経て決定していただきたい。	スクリーニングや地下水涵養の取組による環境影響評価の要否の基準の考え方については、本条例の規定と行政手続条例との関係性を整理させていただき、その上で、規定の見直しを検討いたします。 ただし、別途基準が必要と整理した場合であっても、専門的な意見を求める必要があるため、パブリックコメントではなく、有識者等に意見を求めてまいります。	対応3 (説明・理解)

(仮称)熊本市環境影響評価条例(素案)のパブリックコメントについて
(提出されたご意見と本市の考え方)

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
5	(計画段階配慮事項についての検討) 条例第5条 【配慮書手続】	当該規定の第2項に「前項の検討は事業者が対象事業の立地に向けた検討の中で併せて実施するものとする。」を追加していただきたい。 【理由】 計画段階配慮事項についての検討、配慮書の作成及び配慮書の送付に関して、現在の規定には「計画の立案の段階」の定義がなく、これらをいつまでに行うべきか明示されていない。このため、施行規則(案)別表第1の「市長が認めるとき」の判断によってアセス除外がなされる可能性のある「8土地区画整理事業」等の事業が、「市長が認めるとき」の判断がなされるまでの間において対象事業であるにもかかわらず「計画の立案の段階」での配慮書手続が実施されずに結果的にアセス除外されて事業実施に移される可能性があり、制度的盲点となっている。	計画段階配慮事項の検討については、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるために、事業者が対象事業の計画の立案段階において検討するように定めているものです。 現在の規定は、事業の位置、規模又は建造物等の構造若しくは配置の検討段階において、事業の早期段階で環境の保全の見地からの検討を行うことで、重大な環境影響の回避や低減につなげることを目的としており、「計画の立案の段階」という時期の設定で十分であるため、素案のとおりとさせていただきます。 なお、施行規則(素案)別表第1の「市長が認めるとき」に該当する可能性のある「8土地区画整理事業」等の事業については、この「市長が認めるとき」に該当しないとなった時点で、条例素案第2条第5号に定める「対象事業」となり、環境影響評価が必要になります。	対応3 (説明・理解)
6	(配慮書の作成) 条例第6条 【配慮書手続】	当該規定の「事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。」を「計画段階配慮事項についての検討を行った事業者は、速やかにその結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。」又は第7条(配慮書の送付等)を合併して「計画段階配慮事項についての検討を行った事業者は、速やかにその結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成し、規則で定めるところにより、市長に対し、これを送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。」に修文していただきたい。 【理由】 第7条の「事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに(中略)これを送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。」とされている。一方、「検討→結果に基づく配慮書作成」の手続きを「速やかに」行うことは義務付けられておらず、「市長が認めるとき」の判断によってアセス除外がなされる可能性のある「8土地区画整理事業」等の事業(市長が判断するまでは「アセス対象事業」)が「配慮書作成」までの間に「アセス除外」適用の可否を市長に申し出て市長がこれを妥当と判断した場合、配慮書手続きが適正に行われずに事業が実施される可能性があるという制度的な盲点となっている。	当該規定は、配慮書の作成と記載内容を義務付ける規定です。配慮書を取りまとめるためには、相当程度の時間を要するため、条例素案のとおりといたします。	対応3 (説明・理解)

(仮称)熊本市環境影響評価条例(素案)のパブリックコメントについて
(提出されたご意見と本市の考え方)

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
7	(配慮書についての意見の聴取) 条例第9条 【配慮書手続】	全ての事業者が、第11条第8項「事業者は、第9条の規定にかかわらず、判定を受けようとする場合は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めなければならない。」の規定と同様に「一般の環境の保全の見地からの意見を求める義務」を負うよう「事業者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めなければならない。」に修文していただきたい。またこの場合、併せて第11条第8項を削除していただきたい。 【理由】 事業者が判定を受けようとする(環境影響の程度が微妙な)事業についてのみ、配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求める義務を負い、判定を受けるまでもなく「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」として必ずアセスメントを実施しなければならないことが明らかな事業について「努力義務規定」として、一般の意見を求めない場合があるということは極めて不合理であるため。	環境影響評価を実施する事業は、方法書や準備書等の手続において、一般の環境の保全の見地からの意見を求めることとしています が、スクリーニングの判定を受ける事業は、環境影響評価が不要と判断された場合に、方法書以降の手続が行われず、市民が一般の環境の保全の見地からの意見を述べる機会がなくなってしまうため、配慮書の手続において、本来努力義務としている一般の環境の保全の見地からの意見を求めることを義務化するものです。	対応3 (説明・理解)
8	(配慮書の送付部数) 規則第6条 【デジタル化】	デジタル社会推進及び熊本市での業務の合理化のため、配慮書の送付の際には、紙資料に併せて電子情報(PDF等)での提出を求めることを規定してはどうか。	ご意見を踏まえ、配慮書をはじめとする環境影響評価図書については、電磁的記録での提出も求めることを規定します。	対応1 (補足修正)
9	(対象事業に係る判定) 条例第11条 【判定手続】	ア 「第1種事業」が踏襲した現在の熊本県環境影響評価条例の対象事業は、「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」として、基本的に「必ず環境アセスメントを行うべき事業」との位置づけがなされており、これを対象にスクリーニング手続を導入して判定基準に照らして「方法書以降のアセス手続きを不要」とする処分は「第1種事業」に対する「要件緩和」の手続きに該当する。 イ 一方、規則(案)「別表第1」の8, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 21の項(2)に該当する事業は、「市長が認めるとき」の判断がなされる前の段階では、全てが「アセス対象事業」(当然ながら配慮書手続きが必要)で、「市長が認めるとき」に該当した場合の「要件緩和」によって「方法書以降のアセス手続きを不要」とされることから、「市長が認めるとき」の判断は第11条第1項の「判定」と同一の法令上の効果を有するものである。 ウ このため、法令上同一の効果を有する手続き(処分)を異なる手続きで進めることは不適切であり、第11条第1項の「事業者」が「別表第1」の8, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 21の項(2)の事業者を含むこととして「判定」と同様の手続きがとられるよう、第2項以降の規定及びこれと関連する施行規則において必要な修正を行うことを求めるものである。 エ なお、施行規則(案)別表第1の8, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 21の項(2)の事業について「方法書以降のアセス手続きを不要」とするか否かの判断を行うには「市長が認めるとき」及び各項の「ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として市長が定めるものを実施すること。」及び「イ 事業実施者又は活動実施者(以下この項において「事業者等」という。)が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として市長が定めるものを実施すること。」の「市長が定めるもの」を定める必要があり、これらの「審査及び運用の基準」等についても具体的にどのような手続きで定めるかを施行規則に規定していただきたい。	スクリーニングや地下水涵養の取組による環境影響評価の要否の基準の考え方、基準の具体的な策定方法等の施行規則への規定については、本条例の規定と行政手続条例との関係性を整理させていただき、その上で、規定の見直しを検討いたします。	対応3 (説明・理解)

(仮称)熊本市環境影響評価条例(素案)のパブリックコメントについて
(提出されたご意見と本市の考え方)

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
10	(対象事業に係る判定) 条例第11条第4項 【判定手続】	施行規則(案)第13条(判定の基準)の規定で、「市長は、条例第11条第5項に規定する判定を行う場合において、対象事業のうち第1種事業については、第1号の要件に該当しない、又は第3号から第5号までのいずれかの要件に該当すると認めるとき、第2種事業及び複合事業については、第2号の要件に該当しない、又は第3号から第5号までのいずれかの要件に該当すると認めるときは、条例第11条第5項第1号の措置を採るものとし、その他のときは、同項第2号の措置を採るものとする。」とあり、「判定基準」に照らして「判定」を行うこととされている。一方、審査会は、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見を述べるに当たっての「判断基準」が示されていない。このため、この「判断基準」とすべき「技術指針」等を別途定めることとして第4項「市長は、第2項の規定による届出があったときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについて、審査会の意見を聴くものとする。」の修文していただきたい。	市長は、判定を受けるための届出があった場合には、環境影響評価の要否について環境影響評価審査会に意見を求めることとしており、同審査会においても、規則(素案)第13条の規定に基づく判定基準に該当するか審議がなされることとなるため、条例素案のとおりいたします。	対応3 (説明・理解)
11	(対象事業に係る判定) 条例第11条第5項 【判定手続】	抽象的、一般的な記述にとどまっている現在の施行規則(案)第13条の第1号「対象事業が、当該事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するものとなる可能性が高いものであること。」及び第2号「対象事業が、当該事業と同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないこと。」の規定のみを頼りに市長が客観性、中立性の確保された判定を行うことは、極めて困難と言わざるを得ず、第1号及び第2号の統一的な解釈及び運用に必要となる詳細な解説や事例を示した「運用指針」が不可欠である。	規則第13条第1号から第3号までの判定基準の考え方については、本条例の規定と行政手続条例との関係性を整理させていただきたいと考えています。	対応3 (説明・理解)
12	(対象事業に係る判定) 条例第11条第5項 【判定手続】	当該規定では、環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨(必要がない旨)及びその理由については事業者には通知することとなっているが、その判定結果及びその理由の骨子については市民向けに公表することを規定していただきたい。 【理由】 市長は、「審査会の意見」及び「市長の判定」の内容について市民等への説明責任を有するため。	ご意見を踏まえ、環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨(必要がない旨)及びその理由について事業者には通知した内容は公表することを規定します。	対応1 (補足修正)

(仮称)熊本市環境影響評価条例(素案)のパブリックコメントについて
(提出されたご意見と本市の考え方)

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
13	(判定の基準) 規則第13条 【判定基準】	ア この第1号～第3号の一般的かつ抽象的な規定を「審査基準」として行政不服審査法上の処分に該当する「アセスメント実施の要否の判断」(アセスメントが必要となった場合は行政手続法上の「不利益処分」に該当)を行うことは極めて困難と言わざるを得ない。 イ このため、第1号～第3号については、別途、「審査運用基準」を定めることとして、これに基づいて「判定」手続きを行うよう修文していただきたい。	規則第13条第1号から第3号までの判定基準の考え方については、本条例の規定と行政手続条例との関係性を整理させていただきたいと考えています。	対応3 (説明・理解)
14	(熊本市環境影響評価審査会) 条例第53条 【審査会】	「その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。」については、一般への公募をかけていただきたい。	熊本市環境影響評価審査会は専門的・学術的立場からの技術的事項について意見を述べる中立、公平な第三者機関として位置づけるため、学識経験者及び同等の知識を有する者について市長が任命することとしますので、一般への公募は行いません。	対応3 (説明・理解)
15	(勧告及び公表) 条例第55条 【勧告】	第1項「市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置を採ることを勧告することができる。」の「採ることを勧告することができる」を「採るよう求めるものとする」又は「採るよう勧告するものとする」に修文していただきたい。また、第2項「(略) 勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。」の「公表することができる」を「公表するものとする」に修文していただきたい。 【理由】 事業者が条例を遵守しない場合にこれを守らせるよう市長が対応しない場合があることは不適切であるため。	環境影響評価の実効性を確保するために、勧告及び公表する権限を市長に付与する規定であることから、条例素案のとおりとさせていただきます。	対応3 (説明・理解)
16	(勧告及び公表) 条例第55条 【勧告】	勧告を繰り返しても改善等が行われない場合の処置はどうなるのか。	事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、条例第55条第2項の規定に基づき、勧告に従わない旨とその勧告の内容を公表いたします。	対応3 (説明・理解)

(仮称)熊本市環境影響評価条例(素案)のパブリックコメントについて
(提出されたご意見と本市の考え方)

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
17	(熊本県環境影響評価条例との関係) 条例第58条第2項 【県への意見】	当該規定の「市長は、県条例第4条の5第2項、県条例第10条第2項及び県条例第20条第2項の規定により意見を述べようとする場合は、審査会の意見を聴くものとする。」の「県条例第20条第2項」の後に「及び県条例施行規則別表第1の備考」(対象事業に係る意見陳述)を加えていただきたい。 【理由】 提案の意見陳述は、アセス対象事業規模要件緩和(アセス外し)の可否の判断に関するものであり、配慮書、方法書及び準備書での意見陳述と同等程度以上の極めて重要なものであるため。	熊本県環境影響評価条例施行規則別表第1の備考は、事業者が環境影響評価の手続を行う前に、当該事業を実施する場所を管轄する市町村長の意見を求めることを規定するものです。 環境影響評価審査会は、対象事業の環境影響評価手続について意見を聴くために設置する機関であるため、市長が当該規則別表第1備考により審査会から意見聴取を行うものではございません。	対応3 (説明・理解)
18	(対象事業) 規則別表第1 8、9、10、11、12、13、 15、21の項の(2) 【地下水涵養の取組】	当該規定の地下水涵養の取組等について「市長が認めるとき」に該当するか否かの判断がなされるまでの間は全ての事業がアセス対象事業であることから、配慮書手続きを適切に行う必要があることを関連規定において明示していただきたい。また、「市長が認めるとき」に該当するか否かの判断は、スクリーニング手続の「判定」と同様の手続きで行われるよう規定等で定めていただきたい。	ご意見を踏まえ、地下水涵養の取組による環境影響評価の要否に関する規定については、見直しを検討いたします。	対応3 (説明・理解)
19	(対象事業) 規則別表第1 8、9、10、11、12、13、 15、21の項の(2) 【地下水涵養の取組】	第1種事業の要件の各項目(「活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として市長が定めるものを実施すること。」等)は、次のとおり、既に熊本県の条例等に基づき義務化されたもので、すべての事業者が実施すべきもので、アセス対象事業除外の要件に値しない。 ア 熊本県地下水保全条例及び地下水涵養指針 イ 熊本県地下水保全条例及び地下水涵養指針 ウ ア及びイと同様 エ 熊本県地下水保全条例 オ 熊本県地下水保全条例 カ 熊本県地下水保全条例 キ 熊本県環境基本条例及び影響評価条例 ク 権利の承継が行われた場合は当然の義務として行うべき行為 ケ 熊本県環境基本条例及び影響評価条例	当該規定は、将来にわたり持続的に地下水を利用するための取組みとして、より自主的な地下水涵養を促すための規定であるため、「熊本県地下水保全条例」や「地下水の涵養の促進に関する指針(地下水涵養指針)」とも整合性を持たせた規定としております。 なお、地下水の採取量に加えて、開発により減少する涵養量を超えた地下水涵養を義務化するなど、熊本県地下水保全条例や地下水涵養指針よりも厳しい義務を規定しています。	対応3 (説明・理解)

(仮称)熊本市環境影響評価条例(素案)のパブリックコメントについて
(提出されたご意見と本市の考え方)

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
20	(対象事業) 規則別表第1 8、9、10、11、12、13、 15、21の項の(2) 【地下水涵養の取組】	第1種事業の要件及び第2種事業の要件のうち工「活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。」～カ「活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。」については現在の規定で要件に該当するかどうかを判断することは困難であることから、この判断が可能となるよう、別途、「審査運用基準」を定めることとして、必要な規定を追加していただきたい。また、これは、行政手続法上の「審査基準」に該当するため、パブリックコメントを経て決定し、公表していただきたい。	スクリーニングや地下水涵養の取組による環境影響評価の要否の基準の考え方については、本条例の規定と行政手続条例との関係性を整理させていただき、その上で、規定の見直しを検討いたします。 ただし、別途基準が必要と整理した場合であっても、専門的な意見を求める必要があるため、パブリックコメントではなく、有識者等に意見を求めてまいります。	対応3 (説明・理解)
21	(対象事業) 規則別表第1 備考 【地下水涵養の取組】	当該規定の「認めるか否かを判断するに当たっては、熊本県知事の意見を聴き、その意見を勘案するものとする」を、「認めるとの判断を行った場合において、これを決定するに当たっては、熊本県知事の意見を聴き、その意見を勘案するものとする」に修文していただきたい。 【理由】 市長が「認めない」との判断を行った場合に知事の意見を聴いた結果「認める」との判断に変更されることは「地方公共団体の独立性」の観点から疑義を生じることとなるため。	市長が認めるか否かを判断するにあたり、知事の意見を聴き、その意見を勘案するという規定であり、市長が認めるか否か判断をした上で、知事に意見を聴くものではございません。	対応3 (説明・理解)
22	(対象事業) 規則別表第1備考 【地下水涵養の取組】	当該規定の「認めるか否かを判断するに当たっては、熊本県知事の意見を聴き、その意見を勘案するものとする」を、「認めるか否かを判断するに当たっては、審査会の意見を聴き、その意見を勘案するものとする。また、いずれにも該当することが確実であると見込まれる場合として認めるとの判断を行った場合において、これを決定するに当たっては、熊本県知事の意見を聴き、その意見を勘案するものとする」に修文していただきたい。 【理由】 審査会の意見聴取は、スクリーニング手続における「判定」に相当するアセス対象事業規模要件緩和(アセス外し)の可否の判断に関するものであり、同様の手続を経る必要があるため。	ご意見を踏まえ、地下水涵養の取組による環境影響評価の要否に関する規定については、見直しを検討いたします。	対応3 (説明・理解)

(仮称)熊本市環境影響評価条例(素案)のパブリックコメントについて
(提出されたご意見と本市の考え方)

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
23	その他 【条例制定の経緯】	これまで熊本市に環境影響評価条例がなかったのはなぜか。	これまで本市域内での大規模な開発事業は、熊本県の環境影響評価条例等により環境影響評価手続が行われ、本市は関係市町村として県を介して事業者意見に意見を述べてきたところです。しかしながら、本市の自然環境や歴史文化遺産を持続可能なものとするため、本市が主体的に環境保全に取り組む必要があると考え、本市独自の条例を制定することとしました。	対応3 (説明・理解)
24	その他 【制度関係】	住宅団地の造成事業等で、昨今他県でも問題となっている外国人居住による周辺環境の悪化などの事業開始後の事案について、本条例で配慮を求めることはできるか。	本条例では、対象事業の実施に当たり、工事の実施や土地又は工作物の存在及び供用における環境影響を回避・低減するものであり、個人の活動に対して配慮を求めるものではありません。	対応3 (説明・理解)
25	その他 【制度関係】	熊本駅周辺に既に高層ビルが建っているが、今回の条例が制定された後でも環境保全を求めることは可能か。	環境影響評価制度は、計画段階の事業に対して、環境保全について調査、予測及び評価を求めるものであるため、既存の建築物に対して本条例に基づいて環境保全措置を求めることはできません。	対応3 (説明・理解)
26	その他 【指定地域】	熊本市には自衛隊の駐屯地が2カ所あるが、住民への直接的な環境影響はないかもしれないが、安全保障を考慮すると、指定地域に加えるべきではないか。	「指定地域」は、自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産について、より環境への配慮が必要な地域での開発を抑制することを目的として設定しており、安全保障の観点の対象としておりません。	対応3 (説明・理解)
27	その他 【指定地域】	指定地域に環境保護地区が含まれているが、市が指定している環境保護地区の実態はどうか。そこまで保護するに値しない所があるのではないかと思う。がけ地や竹林などそもそも保護に値しない地域に無駄な補助金が支出されていることに以前から疑問を持っていたので、この際、条例を制定するのであれば、対象地域に値するものかどうか思い切って見直すべきではないか。	環境保護地区の指定・解除を所管する担当部署へ、頂いたご意見を共有いたします。	対応5 (その他)
28	その他 【対象事業】	現在検討されている市庁舎建替えは本条例の対象となるか。	市庁舎建替えが本条例の規模要件以上の事業になる場合は環境影響評価が必要となります。	対応3 (説明・理解)

(仮称)熊本市環境影響評価条例(素案)のパブリックコメントについて
(提出されたご意見と本市の考え方)

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
29	その他 【規模要件】	事業要件の基準が一般市民には判断が難しい。例えば国や県の基準との比較など、なぜこの基準になったのか説明していただければと思った。	本市の対象事業の規模要件は、原則、国の規模要件の50%規模の事業を対象としている県の規模要件を基本としています。その上で、本市において特に保全すべき地域である「指定地域」で行われる事業の規模要件は、さらに、県の規模要件の50%規模に設定し、これまでに以上に環境配慮を求めます。	対応3 (説明・理解)
30	その他 【制度関係】	「熊本県アセス条例」第48条第2項において、(市町村との関係等)として、「市町村が対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関し条例を制定している場合において、当該条例の内容がこの条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境の保全に関しこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が指定したときは、当該市町村の区域内に限って実施される対象事業については、この条例の規定は、適用しない。」とされている。このため、「条例制定の効果」の説明として、次の点を補足して市民に示していただきたい。 ・第1種事業に係るスクリーニング手続き導入が熊本県のアセス条例対象事業の「要件緩和」の性格を有すること ・熊本市域では、市の条例の内容が「県のアセス条例よりも厳しい条件である」(ということを知事が指定した)場合のみ、市の条例が適用され、「県の条例より緩い条件」の場合は「市の条例」ではなく「県の条例」が適用されること ・熊本県は、この規定を利用して「市の条例を有効とするには県の条例を緩くする必要がある」との理屈で「県条例の改正(緩和)」を計画しており、市の条例が(県のアセス対象事業要件に対して)「要件緩和」の設定を行った分だけ、県の条例も緩くなることになること(市の条例の条件の方が厳しい部分については県の条例を厳しくする必要はなく、現状のままでよい。)	第1種事業において、判定手続により、以降の手続が不要となる際の判定基準は、「事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するものとなる可能性が高いもの」と実際には環境に影響を及ぼすことがないと見込まれる事業に限られます。判定手続は、事業者による環境負荷の低減につながる事業の検討を促すための手続であり、要件緩和を目的としたものではございません。	対応3 (説明・理解)
31	その他 【制度関係】	環境影響評価法は、「事業者による環境負荷の低減につながる事業の検討を促し」に関して、事業者が環境影響評価を通じて必要とされる「環境保全措置」を講じることを条件に開発等に関する許認可を与える「横断条項」を設けてこの実行を担保することとしている。「②対象事業に係る判定等」の手続きを設けて、この判定基準に該当するよう誘導することで「アセス対象事業からの除外」を望む企業者に「事業者による環境負荷の低減につながる事業の検討を促す」という「アセス逃れ」を肯定する考え方はアセス法の趣旨及び環境基本法の「事業者の責務」の基本理念に反している。そもそも、「②対象事業に係る判定等」の手続を設ける本来的な趣旨は、アセス対象事業規模要件に満たない事業であっても、地域特性や事業特性によって環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業が存在するため、これをアセス対象事業の候補としてカバーし、個別の事業ごとにアセス対象とすべきかどうかを判定してアセスの実施が必要と判断された事業に対して確実にアセスを実施させ、アセスを通じて必要とされた「環境保全措置」を講じることで環境に及ぼす影響を最小化させるための仕組みであり、この点についての説明(認識)が欠けている。	判定手続は、実施される事業の計画に対して個別具体的に審査を行い、環境影響評価の程度により環境影響評価手続の一部を省略できるか判定するものであって、単に環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業について評価手続を行わない、いわゆる「アセス逃れ」を肯定するものではありません。 また、環境に著しい影響を及ぼす恐れがある事業に対し、「事業者による環境負荷の低減につながる事業の検討を促す」ことは、環境影響の低減に資するものであり、環境影響評価法の趣旨に則ったものと考えております。	対応3 (説明・理解)

(仮称)熊本市環境影響評価条例(素案)のパブリックコメントについて
(提出されたご意見と本市の考え方)

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
32	その他 【制度関係】	「実際に環境影響が生じた場合」とは、既に事業が実施された後で取り返しのつかない状況に陥っている場合であり、環境影響が生じることを未然に回避するために設けられたアセス法の趣旨に反しており、環境影響の発生を容認するような考え方は極めて問題である。本解説は、熊本市の条例案が、現在の県アセス条例において「その事業規模等から、本来、必ずアセスを実施すべき事業(第1種事業)」についても「判定」の結果によっては「アセスを実施しなくてもよい」との判断をしようとするものであることに触れることなく、本来、比較することが不可能なアセス法と比較して「アセス法では、対象事業に係る判定等で環境影響評価不要となった場合には、事後調査までは求めているが、本市では上記の理由により事後調査及び報告を求めることとする。」という形で本条例の規定を実際より高く評価してもらうための意図的、誘導的解説となっており、不適切な内容であることから、このような記述は行うべきではない。 【理由】 環境影響評価法では、「その事業規模等から、必ずアセスを実施すべき事業(第1種事業)」に関して、環境影響評価手続きを通じて必要とされた「環境保全措置」を事業者が実施したうえで、その効果を確認するための事後調査を行うよう規定している。また、「その事業規模等からアセスを実施すべきかどうか判定が難しい事業(第2種事業)」について「念のため」個別事業ごとに十分な検討を行ったうえでアセスを実施すべきかどうかを判定することとしているもので、「対象事業に係る判定等で環境影響評価不要となった場合」は、アセス法としての事後調査までは求めている。なお、他の法令等に基づく事後評価の実施を妨げてはいない。一方、熊本市の条例案では「現在の県アセス条例において、その事業規模等から、本来、必ずアセスを実施すべき事業(第1種事業)」についても「判定」の結果によっては「アセスを実施しなくてもよい」との判断をしようとするもので、これらの事業について「検証」のために事後調査及び報告を求めることとするのは当然のことである。なお、アセス法において対象事業に係る判定等の結果「アセス対象事業」ではないとの判断がなされる(第2種)事業は、本条例のように「環境保全措置等を講じること」で対象事業から除外されるのではなく、「予防的」観点を含め、規模、地域及び事業特性等から「著しい影響を及ぼす恐れがない」事業として判断されたもので、そもそも事後調査及び報告を求める必要性がないものである。	「実際に環境影響が生じた場合には、追加の環境保全措置等を求めるものとする。」という表現を使用したことに、「環境影響の発生を容認する」という意図はございません。事後調査や追加の環境保全措置については、事業計画どおりに事業が進められることをより確実なものとするために規定するものです。	対応3 (説明・理解)
33	その他 【制度関係】	令和4年3月、熊本市が第四次熊本市環境総合計画を策定し、令和6年度までに「環境影響評価条例の制定」と「環境影響評価に必要な評価体制を構築」することは、熊本市の井戸などから検出される有害物質やPFAS、PFOAの混入などすでに発生している現状、可及的かつ有効な対策をとる上で重要と考えます。市条例が、現在の県条例による、市長が県知事に提言し県知事から事業者に要請する仕組みから、市長が直接事業者に要請できるようになることは、今後の水質管理や大気汚染に対し、熊本市民の健康、安全、快適さを守る上で大いに期待します。市外で実施されている事業の排水等が地下に浸透することなどにより、熊本市の地下水に影響し、熊本市民に影響することになりかねないので、本条例では水の源流の環境や汚染などもデータで押さえていただき、市民の安全と健康を守っていただきたい。	本条例の目的、効果についてご理解いただきありがとうございます。本条例は熊本市域で実施される事業を対象としておりますことから、市外の事業について、水源環境や汚染などのモニタリングはできませんが、熊本県と連携し、地下水質の状況把握及び保全に取り組んでまいります。 また、熊本県環境影響評価条例における対象事業のうち、環境に影響を受ける範囲に熊本市が含まれるという予測がなされた事業については、熊本市長に対して意見聴取がなされるため、適切に対応してまいります。	対応3 (説明・理解)

(仮称)熊本市環境影響評価条例(素案)のパブリックコメントについて
(提出されたご意見と本市の考え方)

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
34	その他	保安林の説明に土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境保全等に必要な地域とあるが、立田山・雁回山と比べて、万日山花岡山は森林環境税による保安維持整備の投資が全くなされておらず放置されている。森林環境税の有効な活用を切望する。	関係部署とご意見を共有いたします。	対応5 (その他)
35	その他	「森の都・熊本」の発展に寄与するものとして、熊本県と熊本市の協働による県立熊本博物館を万日山頂上に新設していただきたい。	関係部署とご意見を共有いたします。	対応5 (その他)
36	その他	例えば戸建ての家屋解体の工事現場の工事計画書と実工事現場での実情について内容の精査が十分でないため、周辺住民の環境権が侵害されている。市民等への環境影響がないかの事前調査を実施できる実効ある環境保全条例を整備していただきたい。	本市では、環境関連法令や熊本県生活環境の保全等に関する条例、熊本市公害防止条例等により、市民の生活環境の保全等に取り組んでいます。ご意見については、今後の参考にさせていただきます。	対応5 (その他)